

行方市立北浦小学校「いじめ防止対策委員会」設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、行方市立北浦小学校「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 いじめほどの児童にも起こりうる可能性があるものという認識のもと、児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにする（インターネットを通じて行うものも含む）とともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。そのため学校が校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、組織的・積極的、継続的に適切かつ迅速に対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各担任によって構成する。また、校長は必要に応じて専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、家庭教育相談員）を参加させることができる。

(取り組むべきこと)

第4条 委員会は、いじめの未然防止・早期発見・いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次のことに取り組む。

(1) 取組内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った児童・保護者に対する指導及び助言
- ⑤ 専門的知識を有する者・関係機関等との連携
- ⑥ その他いじめの防止に係ること

(2) 具体的な取組

- ① 通常時
 - ア いじめ防止対策委員会の定期的開催
 - イ 年間活動計画・活動内容の作成
 - ウ いじめ防止プログラム等の作成
 - エ 外部機関等との連携
 - オ 実態把握のためのアンケート等実態調査の実施と分析
 - カ 事例研究・道徳教育等の職員研修の企画・運営
- ② 緊急時
 - ア 緊急時いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関との連携）
 - イ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の定時・周知
 - ウ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
 - エ 家庭との連携
 - オ サポートチームの立ち上げと対応策の指示
 - カ いじめ防止プログラム、自殺予防教育の実施

(会議・運営)

第5条 委員会は、校長が招集し、原則として月1回開催とする。ただし、校長は必要に応じて開催することができる。

(その他)

第6条 この委員会に定めるものの他、委員会の取組、運営等に必要な事項については、校長が定める。

付則 この要項は、平成28年4月1日より施行する。

【参考】

<p>いじめ防止対策推進法 [平成25年6月28日公布] 〈学校におけるいじめの防止等の対策のための組織〉 第22条 学校は当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>
